

正な判断並びに就学の指導について、市町村教育委員会に対して、適切な指導・助言を行うため、県内2方部に「福島県心身障害児就学指導会議」を設置する。

② 名称、所管区域及び庶務担当教育事務所

会議の名称	所管区域	庶務担当教育事務所
福島県中通り・会津心身障害児就学指導会議	福島市、二本松市、伊達郡、安達郡、郡山市、須賀川市、白河市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡、	県中教育事務所
	会津若松市、喜多方市、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、南会津郡	
福島県浜通り心身障害児就学指導会議	いわき市、原町市、相馬市、相馬郡、双葉郡	相双教育事務所

③ 職務

- イ 市町村教育委員会から委託を受けた心身障害児の適正な判断と就学指導に関すること。
- ロ 心身障害児の適正な判断、就学指導に関する資料の収集及び配布に関すること。
- ハ 心身障害児の適正な判断、就学指導に必要な市町村教育委員会との連絡及び調整に関すること。
- ニ その他、設置の目的を達成するために必要なこと。

④ 組織

就学指導会議は、15人以内の委員をもって組織する。

⑤ 委員

福島県教育委員会が、任命又は委嘱する。

- 専門医、心理学者、教育学者
- 児童相談所、福祉事務所の専門職員
- 盲・聾・養護学校、小・中学校の教職員

⑥ 心身障害児の適正な判断、就学指導等の委託申し込み期間

- (第1回) 6月1日から6月30日まで
- (第2回) 9月1日から9月30日まで
- (第3回) 12月1日から12月24日まで

⑦ 設置年月日

昭和48年4月1日

⑧ 心身障害児巡回就学相談事業

イ 事業内容

心身障害幼児・児童の発育状況や教育措置に対する正しい認識を得させるため、各教育事務所管内の各方部ごとに、巡回相談を実施し、適正就学に対する啓発活動の充実を図る。

ロ 実施地区と相談件数

県内7教育事務所 計10か所、相談件数80件
 県北＝保原町(10)、二本松市(12)
 県中＝須賀川市(1)、船引町(7)
 県南＝表郷村(8)
 会津＝会津若松市(13)、南会津＝下郷町(5)
 相双＝富岡町(5)、小高町(8)、いわき市＝平(11)

※ () 内は相談件数

ハ 就学相談に関する広報資料の作成

① 昭和59年度「福島県の養護教育」

部数 2,000部 (B5判、66ページ)

内容 ① 本県養護教育の概要

- ② 養護教育のしくみ
- ③ 養護教育諸学校の紹介
- ④ 特殊学級紹介

② リーフレット、昭和59年度「心とからだに障害をもつお子さんの巡回教育相談の案内」(カラー)

3,000部を幼稚園、保育所及び小学校等に配布し、相談事業の趣旨、会場、実施期日の周知を図った。

(3) 養護教育相談室の利用状況

心身障害幼児等の教育相談に当たるため、下記の3地区に養護教育相談室を置き、各種障害児の教育相談、生活指導等に応じられるよう、それぞれの相談室に4～5名の経験豊かな教員を、相談員として委嘱した。

① 養護教育相談室設置場所

- 中通り 県立聾学校内 電話0249 (51) 2081
〒963-02 郡山市大槻町西ノ宮西32
- 会津 県立聾学校会津分校内 電話0242 (22) 1286
〒965 会津若松市一箕町鶴賀字下柳原88-1
- 浜通り 県立聾学校平分校内 電話0246 (34) 2202
〒970-01 いわき市平馬目字馬目崎61

② 昭和59年度相談件数

① 実件数

相談室	聾本校	会津分校	平分校	計
件数	99	54	38	191

② 延べ件数

相談室	聾本校	会津分校	平分校	計
件数	314	261	345	920

③ 障害別件数

視覚障害	聴覚障害	言語障害	精神薄弱	肢体不自由	その他	計
35	29	5	35	39	48	191

④ 年齢別件数

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～	計
件数	5	8	2	12	12	39	18	11	10	74	191

(4) 第3回福島県心身障害児就学啓発推進会議

① 開催の趣旨

心身障害児をもつ保護者等に対し、養護教育に対する理解と認識を促進し、心身障害児の養護教育諸学校への就学啓発を図り、もって心身障害児の適正就学の充実に資する。

② 参加対象者

- 養護教育諸学校、特殊学級児童生徒の保護者・教職員
- 就学を予定される心身障害児の保護者